はじめ	oに 現在のフランスにおける音楽事情について ―芸術文化大国を考える―
仏文要	E旨v
	第1部 文化振興と音楽
第1章	文化政策の変遷と文化省の役割2
1.	文化省が創設されるまで 2
2.	文化省の創設から左派政権の発足まで 10
第2章	公的な文化関与の論理とその運営 ······ 24
1.	公役務と文化の基盤 —文化は公役務の対象となるか— 24
	文化に関わる公役務の運営と展望 33
2.	Zinckin a zkin viza cikiz
第3章	音楽政策の開始と確立50
1.	音楽の危機 ―音楽分野に対する支援の必要性― 50
2.	音楽政策の開始 ―音楽課の設置から左派政権発足まで― 52
3.	左派政権発足までの音楽政策の評価 59
4.	音楽政策の刷新と確立
	─左派政権発足と音楽政策の拡大路線の開始─ 66
第4章	現在の音楽政策 ―さまざまな音楽振興・保護策― 81
1.	「現在の音楽」振興のための目的税導入とその制度
	—「CNV (歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズ国立センター)」の
	創設とその活動状況— <i>81</i>
2.	音楽産業の保護と活用―音楽著作物の利用と還元― 84
3.	HANDEN OF THE PARTY OF THE PART
	―フランス語歌謡曲保護のための音楽放送における クォータ制度の導入― <i>86</i>
4	「SMAC (地域 『現在の音楽』 拠点)」の整備 88
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

5.	舞台公演などの興行に関する法的基盤 ―「興行法」について― 93
6.	「IRCAM (音響・音楽の探求と調整の研究所)」の活動 95
7.	パリ市 新コンサートホール建設計画 97
第5章	フランスの音楽政策を巡るさまざまな論考 101
1.	新作作品の創造に対する政策の考察 102
2.	「現在の音楽」分野への政策に対する研究 107
第6章	音楽政策の課題と新たな展開 121
1.	実演芸術分野全体の抱える課題 121
2.	音楽分野別に見た課題と方策 122
	第2部 音楽教育
第1章	文化政策と音楽教育
1.	芸術教育の基本理念 128
2.	文化政策の基本理念 129
第2章	専門教育の歴史と現在
1.	専門教育機関の創成 132
2.	専門教育機関の設置と体系化 133
3.	専門教育機関の分類 ―地域圏・県・市町村 (連合体) 音楽院― 134
4.	専門教育機関の再編 ―地域における専門教育の連携強化― 135
5.	「CHAM (音楽のための特別時間割クラス)」の導入 137
6.	高等教育における音楽企画の管理運営職 (アートマネージャー) の養成 ―パリ第10大学音楽企画管理・運営専門課程の事例― 140
第3章	音楽科教育の見直しと進展
1.	教科教育としての芸術教育の見直し 一文化に対するアクセスの機会平等へ— 149

2. 芸術教育法 (1988年) の制定 153
3. 学校参与音楽家(musiciens intervenant)の配置 165
4. 音楽科教育課程 171
5. 文化省と国民教育省の連携とその取組み例 178
第4章 生涯学習・文化振興と音楽活動
1. パリ市のアニマシオンセンター(centre d'animation)における音楽活動 184
 パリ市立音楽センター「Barbara」の活動 188
第3部 音楽振興に関わる活動事例
11 5 2. 2. 13 V V 15 V C 12 3 V V
1. 国の公施設法人「Cité de la Musique (音楽の都市)」の取組み 192
2. IRMA (「現在の音楽」 に関する情報センター) 196
むすびに フランスの音楽活動を支えるもの
巻末資料
資料 1. 文化予算(1960~1999年)の推移 203
資料 2. 文化大臣 (文化省) の任務に関する政令の変遷 204
資料3. フランスにおける音楽機関の組織化のための10年計画
(1969年7月22日) 205
(1969年7月22日) 205 資料4.EPCC法の主要部分 (Code général des collectivités territoriales) 208
(1969年7月22日) 205
(1969年7月22日) 205 資料4. EPCC法の主要部分 (Code général des collectivités territoriales) 208 資料5. 興行法 (Loi n° 99-198 du 18 mars 1999 portant modification de
(1969年7月22日) 205 資料4. EPCC法の主要部分(Code général des collectivités territoriales) 208 資料5. 興行法(Loi n° 99-198 du 18 mars 1999 portant modification de l'ordonnance n° 45-2339 du 13 octobre 1945 relative aux spectacles) 209 資料6. 公立の音楽、舞踊、演劇専門教育機関の指定の認可基準について
(1969年7月22日) 205 資料4. EPCC法の主要部分 (Code général des collectivités territoriales) 208 資料5. 興行法 (Loi n° 99-198 du 18 mars 1999 portant modification de l'ordonnance n° 45-2339 du 13 octobre 1945 relative aux spectacles) 209 資料6. 公立の音楽、舞踊、演劇専門教育機関の指定の認可基準について (2006年12月15日付 文化省令) 211
(1969年7月22日) 205 資料4. EPCC法の主要部分 (Code général des collectivités territoriales) 208 資料5. 興行法 (Loi n° 99-198 du 18 mars 1999 portant modification de l'ordonnance n° 45-2339 du 13 octobre 1945 relative aux spectacles) 209 資料6. 公立の音楽、舞踊、演劇専門教育機関の指定の認可基準について (2006年12月15日付 文化省令) 211 資料7. 音楽科教育に関するインタビュー 214
(1969年7月22日) 205 資料4. EPCC法の主要部分 (Code général des collectivités territoriales) 208 資料5. 興行法 (Loi n° 99-198 du 18 mars 1999 portant modification de l'ordonnance n° 45-2339 du 13 octobre 1945 relative aux spectacles) 209 資料6. 公立の音楽、舞踊、演劇専門教育機関の指定の認可基準について (2006年12月15日付 文化省令) 211 資料7. 音楽科教育に関するインタビュー 214 資料8. 文化行政組織の変遷表 218